

令和5年度旅行商品造成支援補助金交付要綱 (福島インバウンド誘客周遊促進事業)

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島県観光物産交流協会(以下「協会」という。)は、訪日外国人観光客誘致を促進し、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、外国人を対象に海外で募集を行い、福島県に宿泊滞在する旅行を企画した旅行業者及び旅行業者代理業者、旅行手配サービス業者(以下「旅行会社」という。)に対し、この要綱の定めるところにより、旅行企画に係る経費の一部を予算の範囲内で交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金は、旅行会社が別表に定める事業を行う場合に、当該事業に要する経費のうち、同表に定める額を旅行会社に対して交付するものとする。ただし、特段の事情がある場合については、代理による申請を認める。(第6条参照)

2 対象となる旅行商品は以下の要件を満たすものに限る。

- (1) 外国人を対象に海外で募集を行い、福島県の観光地を訪問して宿泊滞在する旅行商品であること。
- (2) 外国人観光客が安全かつ安心して旅行できるよう、感染防止対策を徹底した旅行商品であること。
- (3) 国及び地方公共団体等が実施する他の補助制度を利用していない旅行商品であること。

3 補助対象期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までとし、受付期間を令和5年5月1日から令和6年2月19日までとする。

(申請書の提出)

第3条 補助金の交付申請をしようとする旅行会社は、次に掲げる書類を、旅行開始の40日前から10日前までに電子メールにて協会へ提出しなければならない。なお、催行が決定している旅行商品に限る。

ただし、令和5年4月1日から令和5年5月10日までの間に催行する旅行商品について、令和5年5月15日までに申請をした場合には、補助金の対象とすることができる。

- (1) 旅行商品造成支援補助金交付申請書(福島県インバウンド誘客周遊促進事業)(第1号様式)
- (2) ツアー情報(第2号様式)
- (3) 旅程表
- (4) 募集内容が確認できる資料
 - ① 募集型企画旅行の場合;当該旅行に係る広報媒体の写し

※旅行会社名と販売価格が表記されているものであること

② 受注型企画旅行の場合；顧客に提案した企画書（日程表のみは不可）

又は顧客の組織内募集の広告・告知書類

※旅行会社名が表記されているものであること。

(5) 旅行商品造成支援補助金申請者情報シート（福島インバウンド誘客周遊促進事業）

(6) 申請代表者および申請担当者の名刺の写し

(7) 振込口座の通帳の写し（インターネットバンキングの口座情報可）

（変更の承認の申請）

第4条 交付決定額通知後、申請額の増額又は事業の中止が生じる場合は、次に掲げる書類を、速やかに電子メールにて協会へ提出し、承認を受けなければならない。また、交付決定額に対し実績額が減少する場合は変更承認申請書の提出を不要とする。

(1) 旅行商品造成支援補助金変更（中止）承認申請書（福島インバウンド誘客周遊促進事業）（第3号様式）

(2) ツアー情報（第2号様式）※増額の場合のみ提出（「変更時」の情報を記載）

(3) 変更内容が分かる資料 ※増額の場合のみ提出

（実績報告・交付請求）

第5条 旅行会社は、当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を、事業完了の日から14日以内又は令和6年3月4日のいずれか早い日までに電子メールにて協会へ提出しなければならない。なお、宿泊施設が発行した宿泊証明書の押印書面については、原本をすみやかに協会に提出すること。また、協会における予算管理のため、各ツアー終了後、下記（3）および（4）を速やかに協会へ提出すること。

(1) 旅行商品造成支援実績報告書兼請求書（福島インバウンド誘客周遊促進事業）（第4号様式）

(2) ツアー情報（第2号様式）※「実績報告時」の情報を記載

(3) 最終旅程表

(4) 最終参加者リスト（ルーミングリスト可）

(5) 宿泊施設が発行した宿泊証明書の原本または領収書の写し

※いずれも宿泊人数が明記されているものに限る。宿泊施設の印が無いものは対象外。

(6) （福島県内のバス会社を利用した場合）福島県内の営業所で発行された貸切バス運送引受書または領収書の写し

（申請者の委任）

第6条 本事業の補助金交付申請を代理人に委任する承認を受けようとする場合は、委任状（第5号様式）の原本を協会に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の支払）

第7条 協会は、事業実績を精査した結果、補助要件を満たすと認められるときには、遅滞な

く補助金を支払うこととする。

(補助金の返還)

第8条 協会は、補助金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、補助金の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補助対象となる旅行商品		補助額	上限額
基本条件	<p>福島県を訪れる旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行）について、次の条件をすべて満たすこと。</p> <p><旅行商品の基本条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品は、県内の宿泊施設に<u>2泊以上</u>すること。 ・福島県内の観光地を<u>5箇所以上</u>コースに組み入れること。 ・<u>10名以上</u>であること。 	<p>補助対象の要件を満たす旅行商品造成経費として、<u>1名当たり5,000円</u>を補助する。</p>	<p>1名当たりの補助最大13,000円</p> <p>1ツアー最大1,300,000円（100名まで）</p>
場合に 応じた 加算	<p>（バス加算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県内に本社または営業所を有するバス事業者を利用した商品 	<p><u>1名当たり5,000円</u>を加算する。</p>	
	<p>（浜通り加算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜通りの13市町村内（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）に1泊した商品 	<p><u>1名当たり3,000円</u>を加算する。 ※2泊以上の加算はない。</p>	

- ※ 着地型旅行商品は対象外とする。
- ※ 予算の範囲内で補助金を支払う。
- ※ 原則、1社あたりの補助上限額を1,000万円とする。
- ※ 募集型企画旅行とは、旅行会社が企画し、パンフレットやインターネットなどで旅行者を募集して実施する旅行。
- ※ 受注型企画旅行とは、旅行者からの依頼により、旅行会社が企画提案し、実施する旅行。
- ※ 台湾、タイ、ベトナム等の福島空港利用のチャーター便を往復利用する商品は補助対象外とする。
- ※ 添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者に対しては補助対象外とする。
- ※ 宿泊時に料金が掛からない参加者に対しては補助対象外とする。
- ※ 外国人を対象に海外で募集を行なった旅行商品が対象であるため、日本で合流する参加者や、旅程の一部だけ参加する者については対象外とする。